

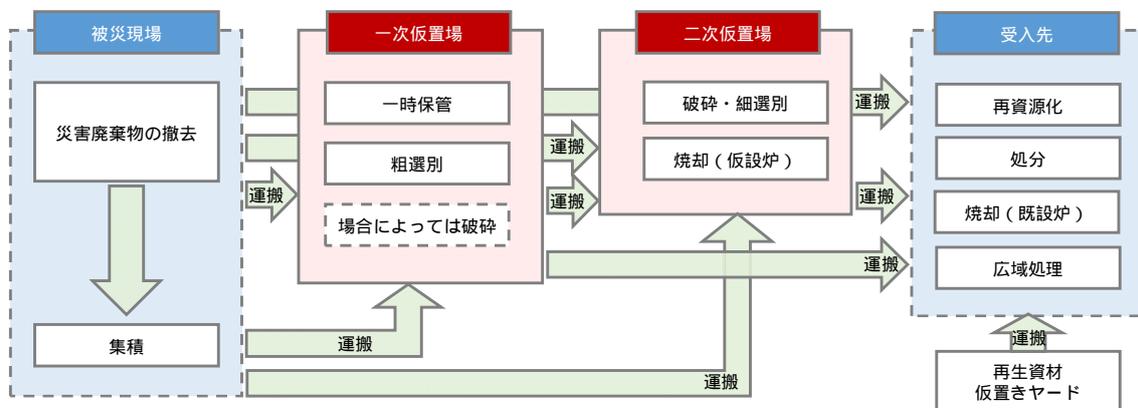
仮置場の分類

仮置場の分類の考え方

災害廃棄物の流れを図 1 に示す。仮置場は、災害廃棄物を分別、保管、処理するために一時的に集積する場所であり、被災した家財を含む災害廃棄物の速やかな撤去、処理・処分を行うために設置する。「仮置場」の呼称は、文献や自治体の災害廃棄物処理計画によって異なる場合が多く見受けられ、しばしば混乱の原因となってしまう。ここで言う「仮置場」は、災害廃棄物処理のために自治体が設置・管理する場所であり、住民が自宅近傍に自ら設置した災害廃棄物の集積所や通常的生活ごみを収集するための集積場所とは異なる。

なお、「仮置場」を示す呼称は、今後は統一した呼称を用いることが望ましい。

仮置場の機能に応じて整理を行うと、「一次仮置場」及び「二次仮置場」の 2 種類に区分することができる。一次仮置場及び二次仮置場の定義を以下に示す。



被災現場においては、小規模な集積所を設定して災害廃棄物を集積する場合もある。
再生資材仮置きヤードとは、復旧・復興事業が開始され、再生資材が搬出されるまでの間、仮の受入先として一時保管する場所のこと。

図 1 災害廃棄物の流れ

一次仮置場

【定義】

- 道路啓開や住居等の片付け、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）等により発生した災害廃棄物を被災現場から集積するために一時的に設置する場所（図 2）で、基本的に市区町村が設置して管理・運営し、最終的に閉鎖（解消）する。なお、別の一次仮置場から災害廃棄物を一時的に横持ちした場所（図 3）や、粗選別を効率的に行うために設けた複数の一次仮置場を集約した場所も一次仮置場に含まれる。
- 一次仮置場では、可能な限り粗選別しながら搬入すると同時に、バックホウ等の重機（図 4）や展開選別（図 5）により、後の再資源化や処理・処分を念頭に粗選別する。
- 場合によっては固定式又は移動式破砕機を設置し、角材や柱材、コンクリート塊等の破砕処理を行う場合もある。

【設置場所】

- 運動公園や公共の遊休地等、ある程度の広さが確保できる場所が望ましい。
- 面積が小さい場合でも一次仮置場として利用することができるが、種類の異なる災害廃棄物が

【技 18-1】

混合状態とならないよう分別を徹底することや、品目を限定して複数の仮置場と連携して運用することも検討する。また、事故が発生するのを防ぐため、重機の稼働範囲を立ち入り禁止にする等、安全管理を徹底することが必要である。



図 2 一次仮置場
(福岡県朝倉市甘木仮置場)



図 3 災害廃棄物の横持ち
(福岡県朝倉市シルバー人材センター)



図 4 重機による粗選別
(岩手県宮古市宮古運動公園)



図 5 人力による展開選別
(岩手県宮古市宮古運動公園)

住民により自然発生的にできてしまった無人の集積場所

- 一次仮置場の設置場所が被災地域から遠い場合や、災害廃棄物の搬入・搬出車両による渋滞等により、住民が片付けごみを一次仮置場に持ち込むことが困難になると、身近な空地や道路脇等に災害廃棄物が自然発生的に集積される例がよく見られる。
- 自然発生的にできてしまった無人の集積場所では、次のような問題がよく発生する。
 - ・ 災害廃棄物が分別されずに混合状態となる。
 - ・ いつ、どこにできたかを災害廃棄物の収集担当部署が把握できない。
 - ・ 収集運搬車両（2トン車）が入れない場所に設置される場合がある。
 - ・ 生ごみ等の腐敗性廃棄物を含む生活ごみが混入し、悪臭、害虫が発生する。
- このような集積場所が多数できると収集や解消に多大な労力を要するため、住民が一次仮置場以外の場所に災害廃棄物を集積する場合には、担当課への連絡や協議を促すなど、市区町村の方針について事前又は早期に周知することが重要である。またこのような集積場所が発生した場合には、一次仮置場へ集約し、速やかに閉鎖（解消）することが必要である。
- 一方で、一次仮置場までの運搬手段のない住民にも配慮して、別途収集を計画するなどの対応も検討することが必要になる。

二次仮置場

【定義】

- 処理処分先・再資源化先に搬出するまでの中間処理が一次仮置場において完結しない場合に、さらに破碎、細選別、焼却等の中間処理を行うとともに、処理後物を一時的に集積、保管するために設置する場所。

【設置場所】

- 中間処理のための設備を設置することから、一次仮置場と比較すると広い場所が必要となり、運動公園、港湾、工業用地、公有地等で、数ヘクタールの面積を確保できる場所に設ける。



図 6 破碎・細選別施設(巨理処理区)



図 7 仮設焼却施設(巨理処理区)

仮置場に関する技術資料

- ・【技 2-1-4】阪神・淡路大震災における仮置場の設置状況
- ・【技 2-2-4】東日本大震災における仮置場の設置状況
- ・【技 2-3-3】平成 28 年熊本地震における仮置場の設置状況
- ・【技 18-2】仮置場の必要面積の算定方法
- ・【技 18-3】仮置場の確保と配置計画に当たっての留意事項
- ・【技 18-4】仮置場の運用に当たっての留意事項
- ・【技 18-5】環境対策、モニタリング、火災防止策
- ・【技 18-6】仮置場の復旧